

福井県報

第 94 号
令和 2 年
5月19日(火)
火曜日発行

告 示

告 示

目 次

- 福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第二項および第五条の三第二項の規定に基づく補償基礎額の最低限度額および最高限度額(二〇五・人事課)……………一
- 家畜伝染病予防法の規定に基づく予防注射の実施の一部改正(二〇六・中山間農業・畜産課)……………一
- 県営土地改良事業の計画の変更および関係書類の縦覧(二〇七・農村振興課)……………一
- 土地改良区の定款変更の認可(二〇八・福井農林総合事務所)……………二
- 土地改良区の定款変更の認可(二〇九・坂井農林総合事務所)……………二
- 土地改良区の定款変更の認可(二一〇・丹南農林総合事務所)……………二
- 道路の位置の指定(二一一・丹南土木事務所)……………二
- 公 告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(二件・広報広聴課)……………三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(公営企業課)……………三
- 土地改良区の役員の退任(二件・丹南農林総合事務所)……………三
- 土地改良区の役員の就任(三件・同)……………三
- 土地改良区の役員の退任(二件・嶺南振興局)……………五
- 土地改良区の役員の就任(二件・同)……………六
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………七
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(警察本部会計課)……………七
- 選挙管理委員会告示
- 政治活動のために寄附を受け、または支出することができなくなった政治団体の名称等の公表(二六)……………九
- 政治団体の設立の届出(二七)……………九
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(二八)……………一〇
- 政治団体の解散の届出(二九)……………一一

福井県告示第205号
福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年福井県条例第33号)第5条の2第2項および第5条の3第2項の規定に基づき、補償基礎額の最低限度額および最高限度額を次のように定め、令和2年4月1日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額および適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額および適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和2年5月19日

福井県知事 杉本 達治

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,981円	13,342円
20歳以上 25歳未満	5,543円	13,342円
25歳以上 30歳未満	6,051円	14,157円
30歳以上 35歳未満	6,475円	17,104円
35歳以上 40歳未満	6,783円	19,320円
40歳以上 45歳未満	7,031円	21,235円
45歳以上 50歳未満	7,086円	23,266円
50歳以上 55歳未満	6,995円	25,503円
55歳以上 60歳未満	6,543円	25,515円
60歳以上 65歳未満	5,315円	20,511円
65歳以上 70歳未満	3,970円	14,980円
70歳以上	3,970円	13,342円

福井県告示第206号

家畜伝染病予防法の規定に基づく家畜防疫員による予防注射の実施(令和2年福井県告示第155号)の一部を次のように改正し、令和2年5月29日から適用する。

令和2年5月19日

福井県知事 杉本 達治

- 2 次のように改める。
- 2 実施する区域
県内全域

福井県告示第207号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（南越前東部地区 農業用排水施設（中山間地域総合整備）事業）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に審査請求をすることができるとしている。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁判があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和2年5月19日

福井県知事 杉本 達治

- 1 縦覧に供する書類
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和2年5月19日から令和2年6月16日まで
- 3 縦覧に供する場所
南越前町農林水産課

福井県告示第208号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年5月19日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
鷹巣土地改良区	令和2年5月1日

福井県告示第209号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年5月19日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
加戸排水土地改良区	令和2年5月8日

福井県告示第210号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年5月19日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
福井織田土地改良区	令和2年4月23日
日野川用水土地改良区	令和2年4月27日
松ヶ鼻土地改良区	令和2年4月27日
福井宮崎土地改良区	令和2年4月27日
四ヶ浦小樽土地改良区	令和2年4月27日
南条土地改良区	令和2年4月27日
今庄土地改良区	令和2年5月7日
福井朝日土地改良区	令和2年5月7日

福井県告示第211号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月19日

福井県丹南土木事務所長 田中 秀樹

- 1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名
越前市村国1丁目5番12号
協立株式会社
代表取締役 松原 正明
- 2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
鯖江市下河端町48番の一部、603番11	6.0	74.21

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年5月19日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量
「朝だよ！ハピネスふくい」制作・放送委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県総務部知事公室広報聴課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年3月30日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
福井放送株式会社
福井県福井市大和田2丁目510
- 5 随意契約に係る契約金額
50,582,180円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年5月19日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量
福井県広報誌制作・配布業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県総務部知事公室広報聴課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年3月30日

随意契約の相手方の名称および住所

株式会社福井新聞PRセンター

福井県福井市春山1丁目1番14号

5 随意契約に係る契約金額

79,090,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者等について、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年5月19日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る調達物品の名称および調達予定数量
A重油（JIS規格重油1種1号）
310キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県産業労働部公営企業課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年3月25日
- 4 落札者の氏名および住所
竹中産業株式会社福井営業所
福井市花堂南1丁目11-25
- 5 落札金額（税抜）
1リットル当たり50,9円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和2年2月7日

福井宮崎土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和2年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同

条第18項の規定により公告する。

令和2年5月19日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住 所
理事	川嶋 巧	丹生郡越前町古屋36-52
〃	上野 邦夫	丹生郡越前町小曾原7-46
〃	木原 俊之	丹生郡越前町小曾原35-5
〃	飯内市左エ門	丹生郡越前町小曾原83-34
〃	山内喜久治	丹生郡越前町江波20-11
〃	木下 活次	丹生郡越前町江波45-80
〃	小辻 清孝	丹生郡越前町江波68-57
〃	岩原 正吉	丹生郡越前町広野16-7
〃	武藤 吉明	丹生郡越前町樫津6-3
〃	清水 文雄	丹生郡越前町舟場3-13
〃	河合 敏明	丹生郡越前町八田50-6-2
〃	齋藤 壽英	丹生郡越前町八田33-27
〃	山田 辰雄	丹生郡越前町円満16-28
〃	青山 博志	丹生郡越前町宇須尾9-9
〃	山本 政二	丹生郡越前町寺14-22
監事	木原 正美	丹生郡越前町小曾原84-11
〃	上野 哲夫	丹生郡越前町江波65-2
〃	近藤 清隆	丹生郡越前町樫津45-17
〃	土谷 定則	丹生郡越前町鱒口4-9

武生吉野瀬土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和2年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年5月19日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住 所
理事	竹内 泰一	越前市家久町71-31
〃	増田大左衛門	越前市家久町74-16
〃	松尾 浩二	越前市家久町51-16
〃	竹村 隆士	越前市家久町13-20
〃	黒田 巧	鯖江市下司町8-4
〃	石田 勝治	越前市芝原5-8-12
〃	高田 悟	越前市芝原5-19-5

〃	河野小市郎	越前市本保町10-19
〃	河野 一弘	越前市本保町18-13
〃	手賀 政之	鯖江市上氏家町10-15-1
〃	水野 辰美	鯖江市上氏家町14-3-6
〃	西野 則明	鯖江市下氏家町14-26
〃	松村 安雄	鯖江市下氏家町5-16
監事	長谷川 清	越前市家久町71-27
〃	高田 泰孝	越前市芝原5-19-7
〃	手鹿 廣一	鯖江市下氏家町16-22

福井宮崎土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和2年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年5月19日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住 所
理事	北野 壽一	丹生郡越前町熊谷41-11
〃	上野 邦夫	丹生郡越前町小曾原7-46
〃	山内 慎治	丹生郡越前町小曾原26-7
〃	飯内市左エ門	丹生郡越前町小曾原83-34
〃	山内喜久治	丹生郡越前町江波20-11
〃	木下 活次	丹生郡越前町江波45-80
〃	辻 喜一朗	丹生郡越前町江波69-77
〃	岩原 正吉	丹生郡越前町広野16-7
〃	武藤 吉明	丹生郡越前町樫津6-3
〃	増田 勇	丹生郡越前町八田新保7-8
〃	江川 久平	丹生郡越前町八田50-40
〃	河合 敏明	丹生郡越前町八田50-6-2
〃	黒田 市村	丹生郡越前町上野6-甲12
〃	佐藤 賢一	丹生郡越前町陶の谷65-17
〃	土谷 定則	丹生郡越前町鱒口4-9
監事	木村 幹雄	丹生郡越前町古屋12-3
〃	上野 哲夫	丹生郡越前町江波65-2
〃	近藤 清隆	丹生郡越前町樫津45-17
〃	青山 博志	丹生郡越前町宇須尾9-9

武生吉野瀬土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17

項の規定により、次の者が令和2年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年5月19日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	竹内 泰一	越前市家久町71-31
〃	増田大左衛門	越前市家久町74-16
〃	松尾 浩二	越前市家久町51-16
〃	水野 金治	越前市家久町71-4
〃	黒田 巧	鯖江市下司町8-4
〃	石田 勝治	越前市芝原5-8-12
〃	河野小市郎	越前市本保町10-19
〃	伊藤 辰夫	越前市本保町18-7-1
〃	片岡 正一	鯖江市上氏家町21-2
〃	水野 辰美	鯖江市上氏家町12-10
〃	西野 則明	鯖江市下氏家町14-26
〃	松村 安雄	鯖江市下氏家町5-16
監事	高田 悟	越前市芝原5-19-5
〃	河野 一弘	越前市本保町18-13
〃	安達 明裕	越前市家久町2-23

白山安養寺土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和2年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年5月19日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
監事	坂下 在良	越前市安養寺町105-13

瓜生土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和2年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年5月19日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	宮本 洋一	若狭町末野37-21
〃	下嶋 博	若狭町末野18-31

〃	岡本 忠司	若狭町安賀里48-7
〃	橋本 政則	若狭町安賀里49-19
〃	樋口治華次	若狭町下々中48-10-1
〃	北原 淳	若狭町下々中17-17-1
〃	大田 正福	若狭町有田10-1
〃	大田 正嗣	若狭町有田12-29
〃	岸本 清文	若狭町下吉田17-19-1
〃	中塚 文和	若狭町下吉田14-19-2
〃	中村 健悦	若狭町上吉田10-3
〃	北野美喜雄	若狭町上吉田6-3-5
〃	中塚 忍	若狭町脇袋22-14
〃	中塚 正義	若狭町脇袋23-14
〃	森 司	若狭町瓜生71-9-5
〃	水江 二郎	若狭町瓜生51-9
〃	荻野 嘉政	若狭町関60-7
〃	荻野 隆	若狭町関50-8
〃	宇野 茂	若狭町山内41-15
〃	西川 均	若狭町三宅73-16
〃	北原 幹三	若狭町下々中30-10-3
監事	坪内 義和	若狭町上吉田11-20
〃	三井 義明	若狭町脇袋18-40

若狭島羽土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和2年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年5月19日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	霜中 章	若狭町大鳥羽12-18
〃	澤本 正和	若狭町上黒田18-11-1
〃	山崎 武士	若狭町上黒田11-10-3
〃	三宅 和博	若狭町麻生野37-19-8
〃	三宅 嘉治	若狭町麻生野28-18
〃	竹内 博務	若狭町海士坂17-24
〃	平内 勤	若狭町三生野33-8
〃	重長 稔幸	若狭町三生野17-15
〃	宮田 幸一	若狭町無悪47-9

〃 竹内 一善 若狭町無悪46-15
 〃 田邊 守治 若狭町三田30-22
 〃 谷江 耕一 若狭町三田30-30
 〃 田邊 一馬 若狭町小原29-15
 〃 島津 静夫 若狭町小原17-17
 〃 若新 一雄 若狭町南9-17
 〃 東 和美 若狭町南10-27
 〃 宇野 幸一 若狭町山内34-14
 〃 中畑 正伸 若狭町山内42-29
 〃 竹内 耕一 若狭町持田20-17
 〃 竹内 収平 若狭町持田15-7-1
 〃 山本 保幸 若狭町長江11-3
 〃 霜中 茂実 若狭町大鳥羽6-20-1
 〃 竹内小太衛 若狭町海士坂12-12
 〃 清水 俊博 若狭町長江15-41

瓜生土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和2年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年5月19日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
 理事 田邊 長一 若狭町末野39-3
 〃 下嶋 幸夫 若狭町末野17-17
 〃 橋本 政則 若狭町安賀里49-19
 〃 橋本 治夫 若狭町安賀里49-13
 〃 井上 正人 若狭町下タ中32-15
 〃 北原 淳 若狭町下タ中17-17-1
 〃 大田 正嗣 若狭町有田12-29
 〃 野瀬 秀之 若狭町有田4-21
 〃 中塚 文和 若狭町下吉田14-19-2
 〃 中村 潔 若狭町下吉田15-2-2
 〃 北野美喜雄 若狭町上吉田6-3-5
 〃 坪内 明彦 若狭町上吉田6-5
 〃 中塚 忍 若狭町脇袋22-14
 〃 中塚 正義 若狭町脇袋23-14
 〃 森 司 若狭町瓜生71-9-5

〃 水江 二郎 若狭町瓜生51-9
 〃 荻野 嘉政 若狭町関60-7
 〃 荻野 隆 若狭町関50-8
 〃 宇野 茂 若狭町山内41-15
 〃 西川 均 若狭町三宅73-16
 〃 井関 平信 若狭町安賀里49-33-1
 〃 岡本 一郎 若狭町有田11-18
 〃 竹口 文興 若狭町瓜生62-2

若狭島羽土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和2年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年5月19日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
 理事 宇田 治樹 若狭町大鳥羽4-14
 〃 森下 精彦 若狭町大鳥羽32-11
 〃 山崎 正 若狭町上黒田9-8
 〃 三宅 和博 若狭町麻生野37-19-8
 〃 竹内 博務 若狭町海士坂17-24
 〃 保志 公平 若狭町海士坂10-17-2
 〃 畑中 泰信 若狭町三生野28-17
 〃 重長 稔幸 若狭町三生野17-15
 〃 宮田 幸一 若狭町無悪47-9
 〃 竹内 一善 若狭町無悪46-15
 〃 深水 治夫 若狭町三田4-6
 〃 谷江 耕一 若狭町三田30-30
 〃 島津 秀樹 若狭町小原18-17
 〃 田邊 秀昭 若狭町小原24-3
 〃 東 繁樹 若狭町南10-4
 〃 畠中 義彦 若狭町南9-3-6
 〃 中畑 正伸 若狭町山内42-29
 〃 飛永 吉昭 若狭町山内47-6
 〃 竹内傳大夫 若狭町持田19-12
 〃 山本 保幸 若狭町長江11-3
 〃 清水 俊博 若狭町長江15-41
 〃 澤本 正和 若狭町上黒田18-11-1

〃 三宅 宗左 若狭町麻生野33-2
〃 竹内 耕一 若狭町持田20-17

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、越前市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年5月19日

福井県知事 杉本 達治

1 都市計画の種類および名称

(1) 種類
地域地区（用途地域）

(2) 名称
丹南都市計画用途地域

2 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月19日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量

福井県警察本部入退庁等管理システム賃貸借契約 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行場所

福井県警察本部

(4) 機器等納入期限

令和2年9月30日（各種設定作業を含む。）

(5) 賃貸借期間

令和2年10月1日から令和9年9月30日まで（長期継続契約）

ただし、福井県において契約締結年度の翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について、減額または削減があった場合には、この契約を解除する。

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の審査申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) この入札に係る調達物品を納入する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(4) この入札に係る調達物品に関する点検、修理等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、迅速かつ円滑に対応することができることと認められる者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当課等の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合限り、契約担当者（契約担当課等において契約の事務に従事する者）の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

その他、電子入札については、「福井県物品等電子入札運用基準」、「同要領」、「電子入札に関する取り扱い」による。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先

〒910-8515

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部警務部会計課施設係

電話 0776-22-2880 (内線2231)

(2) 入札説明書の交付期間

令和2年5月19日(火)から令和2年6月19日(金)の午前8時30分から午後5時まで(土曜日および日曜日を除く。)

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所、期間に行うので、事前連絡のうえ身分証明書および印鑑を持参し取りに来ること。なお、交付を受けた入札説明書等は、用件終了後に速やかに返却すること。

5 入札参加資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。))にあつては、入札説明書別紙様式2(以下「申請書」という。))に、必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関する福井県の事前審査を受け、入札参加資格の確認を受けなければならぬ。なお、期限までに申請書を提出しない者または確認を受けられなかった者は、この入札に参加することができない。

(1) 申請書等の提出期間

令和2年6月19日(金)午後5時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならぬ。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期限までに提出先へ持参または郵送すること(郵送する場合は簡易書留郵便とする。)(提出先)

〒910-8515

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部警務部会計課施設係

電話 0776-22-2880 (内線2231)

(3) 入札参加資格の確認の結果通知等

入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者に対し、電子入札システムを使用して通知する。ただし、紙による申請者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時ならびに開札場所

(1) 入札書の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。(紙により提出する場合を除く。)

(2) 入札書の提出期間

令和2年6月29日(月)午前8時30分から令和2年6月30日(火)午後4時まで

(3) 紙および郵送による入札書の提出を希望する場合の提出期限等

ア 提出期限

令和2年6月30日(金)午後4時まで

イ 提出方法

提出期限内に提出先へ持参または郵送すること(郵送する場合は簡易書留郵便とする。)(提出先)

〒910-8515

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部警務部会計課施設係

電話 0776-22-2880 (内線2231)

(4) 開札日時

令和2年7月1日(水)午前11時

(5) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部4階入札室

7 入札の方法

落札者の決定にあつては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税に相当する金額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額を84で除いた額から消費税および地方消費税に相当する金額を減算した金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金
財務規則の規定による。

(3) 入札の無効

財務規則第151条の規定および入札説明書等に示した入札に関する事項による。

(4) 契約書作成の要否

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 入札参加資格申請の審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

福井県の休日を含め、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

10 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased

Entrance/exit management system and device to use in Fukui prefectural police headquarters building. 1set.

(2) Date, time of bidding

11:00am, July 1st, 2020

(3) Period of contract
From October 1st, 2020 to September 30th, 2027

(4) Contact point for the notice

Police administration division, Fukui prefectural police headquarter, 3-17-1 Ohte, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8515 Japan.

Tel 0776-22-2880(extension 2231)

福井県選挙管理委員会告示第26号

福井県選挙管理委員会告示第26号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和2年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、または支出をすることができない団体となつたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月19日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
堺啓介を支える越前市の明日を考える会	堺 啓介	堺 啓介	越前市本多3-2-5
たきなみ滋後援会	瀧波 滋	武田 満美	福井市西木田4-4-18
谷橋洋平後援会	谷橋 光秀	谷橋 共子	越前市若竹町8-15
前田まさみ後援会	前田 政美	前田 由岐子	大野市東中町910
憂國憲誠塾	山崎 克則	小川 継雄	福井市松本3-27-1

福井県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月19日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

(その他の政治団体)

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和2年3月23日	渡辺ひであきを育てる会	森下 裕	蓮本 直樹	三方上中郡若狭町成願寺10-2

福井県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月19日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
平成31年4月26日	近藤よしき後援会	川村 謙一	代表者	川村 謙一	山口 敏光
令和元年7月12日	毛利純雄後援会	森 伸雄	代表者	森 伸雄	浅井 正治
令和元年9月1日	東村新一後援会	広部 正紘	代表者	広部 正紘	江川 正典
令和元年10月1日	「ともみ組」青年隊	板倉 雄一	主たる事務所の所在地	福井市手寄1-9-20	福井市大手3-7-1 織協ビル605号
令和2年3月14日	のせゆたか後援会	山崎 孝晴	主たる事務所の所在地	大飯郡高浜町三明1-29-18	大飯郡高浜町三明1-38
令和2年3月19日	山岸猛夫後援会	安川 与治雄	代表者	安川 与治雄	砂子 三郎
令和2年3月25日	黒川浩一後援会	黒川 壽一	主たる事務所の所在地	福井市開発1-1506-1	福井市高木中央2-3911-1
			代表者	黒川 壽一	野坂 正義
令和2年3月25日	福井県をよくする会	ダニエル 益資	名称	福井県をよくする会	ダニエル益資後援会
令和2年3月27日	自由民主党福井県ちんたい支部	林 洋三	会計責任者	瀬先 友恵	古道 雅士

令和2年 3月27日	渡辺大輔後援会	宮下 博之	代表者	宮下 博之	奥本 明義
			会計責任者	島 恭博	山中 良晃
令和2年 3月28日	稲田朋美酒生地区後援会	荒川 逸雄	会計責任者	早見 恒夫	吉村 幸男
			代表者	吉村 匡弘	渡邊 重紀
令和2年 3月28日	たきなみ宏文一乗・東郷地区後援会	渡邊 重紀	会計責任者	寺井 弘和	島崎 俊典
			代表者	中山 真治	渡邊 重紀
令和2年 3月30日	稲田朋美六条地区後援会	中山 真治	会計責任者	寺井 弘和	島崎 俊典
			代表者	前川 百合子	福井市照手3-6-14
令和2年 3月31日	稲田朋美湊地区後援会	前川 百合子	主たる事務所の所在地	福井市花月3-11-24	福井市照手3-6-14
			代表者	前川 百合子	江川 正典
令和2年 4月1日	稲田朋美美山地区後援会	横山 嘉信	会計責任者	土田 惇子	加藤 武敏
			代表者	藤岡 邦雄	山本 繁幸
令和2年 4月1日	たきなみ宏文国見地区後援会	水上 日出美	主たる事務所の所在地	福井市小丹生町4-2-4-2	福井市鮎川町96-3
			代表者	水上 日出美	中村 秀夫
令和2年 4月1日	山崎正昭順化地区後援会	米沢 新	会計責任者	水上 日出美	中村 秀夫
			代表者	藤岡 邦雄	山本 繁幸
令和2年 4月1日	福井県中小企業団体政治協会	稲山 幹夫	主たる事務所の所在地	福井市順化2-17-16	福井市中央1-10-22
			代表者	米沢 新	河合 明
令和2年 4月1日	細川かをり如月会	児玉 嘉道	会計責任者	米沢 和子	米沢 新
			代表者	米沢 和子	米沢 新
令和2年 4月21日	のせゆたか後援会	山崎 孝晴	主たる事務所の所在地	大飯郡高浜町三明1-38	大飯郡高浜町三明1-29-18
			代表者	福田 栄喜	飯田 信次郎

福井県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月19日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和元年6月28日	稲田朋美東安居地区後援会	為田 茂治
令和元年8月31日	安居久繁後援会	小山 輝栄
令和元年12月31日	佐々木哲夫後援会	川端 英人
令和元年12月31日	島口敏榮後援会	宇野 主税
令和2年4月8日	山崎正昭順化地区後援会	米沢 新

令和二年五月十九日発

行

発行人

千九一〇一八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号

福井県

福井県